

平成13年11月
No.341



広報

ひげ
す。

町の動き(10月1日現在)

世帯数 …… 8,370(− 7)
人 口 …… 22,881(− 18)
男 …… 10,908(− 9)
女 …… 11,973(− 9)



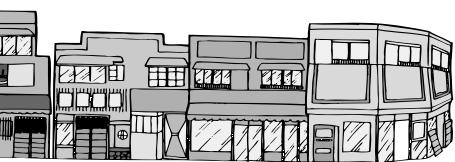
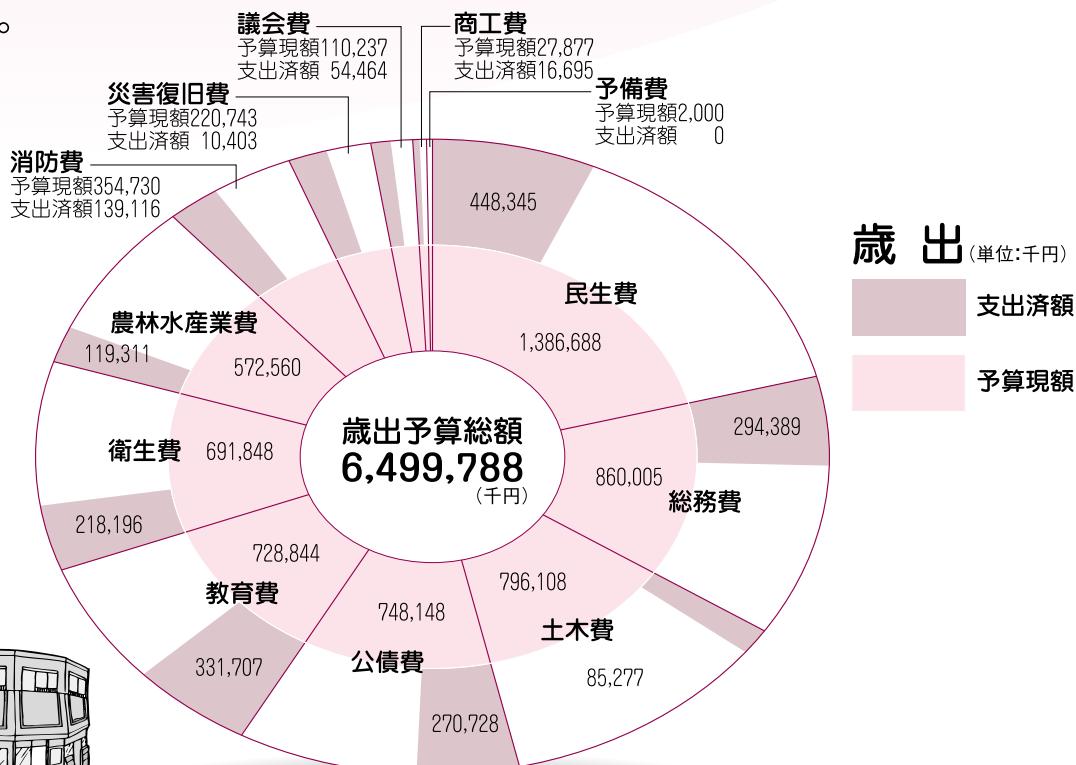
みこしの鉢合わせ(徳威三嶋宮・野田)

状況公表

平成13年度
(9月末現在)



重信町財政状況の
に基づき平成13年
状況を公表します。
(の繰越を含む)



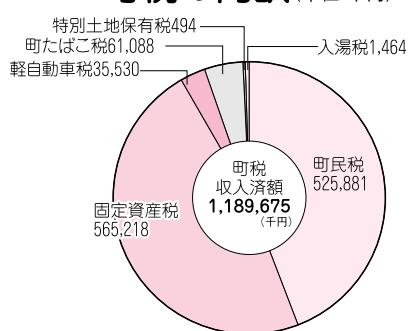
市民が負担する税 (一般会計)

税額 2,067,166,000円
1人当たり(人口22,793人) 90,693円
1世帯当たり(8,287世帯) 249,447円

税等の収入状況

	予算現額(千円)	収納済額(千円)
町民税	961,311	525,881
固定資産税	929,808	565,218
軽自動車税	35,655	35,530
町たばこ税	138,009	61,088
特別土地保有税	493	494
入湯税	1,890	1,464
国保税	448,721	154,327
集排使用料	7,470	3,717
墓地使用料	25,000	18,000
介護保険料	116,293	36,430

町税の内訳



特別会計予算執行状況

(単位:千円)

会計名	予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
老人保健特別会計	2,417,408	921,838	38.1 %	946,084	39.1 %
国民健康保険特別会計	1,610,854	663,372	41.2	560,890	34.8
農業集落排水事業特別会計	364,667	9,285	2.5	64,496	17.7
町営墓地事業特別会計	51,029	25,114	49.2	24,670	48.3
公共下水道事業特別会計	2,259,370	55,072	2.4	198,370	8.8
介護保険特別会計	1,254,415	412,615	32.9	501,442	40.0

重信町水道事業会計・予算執行状況

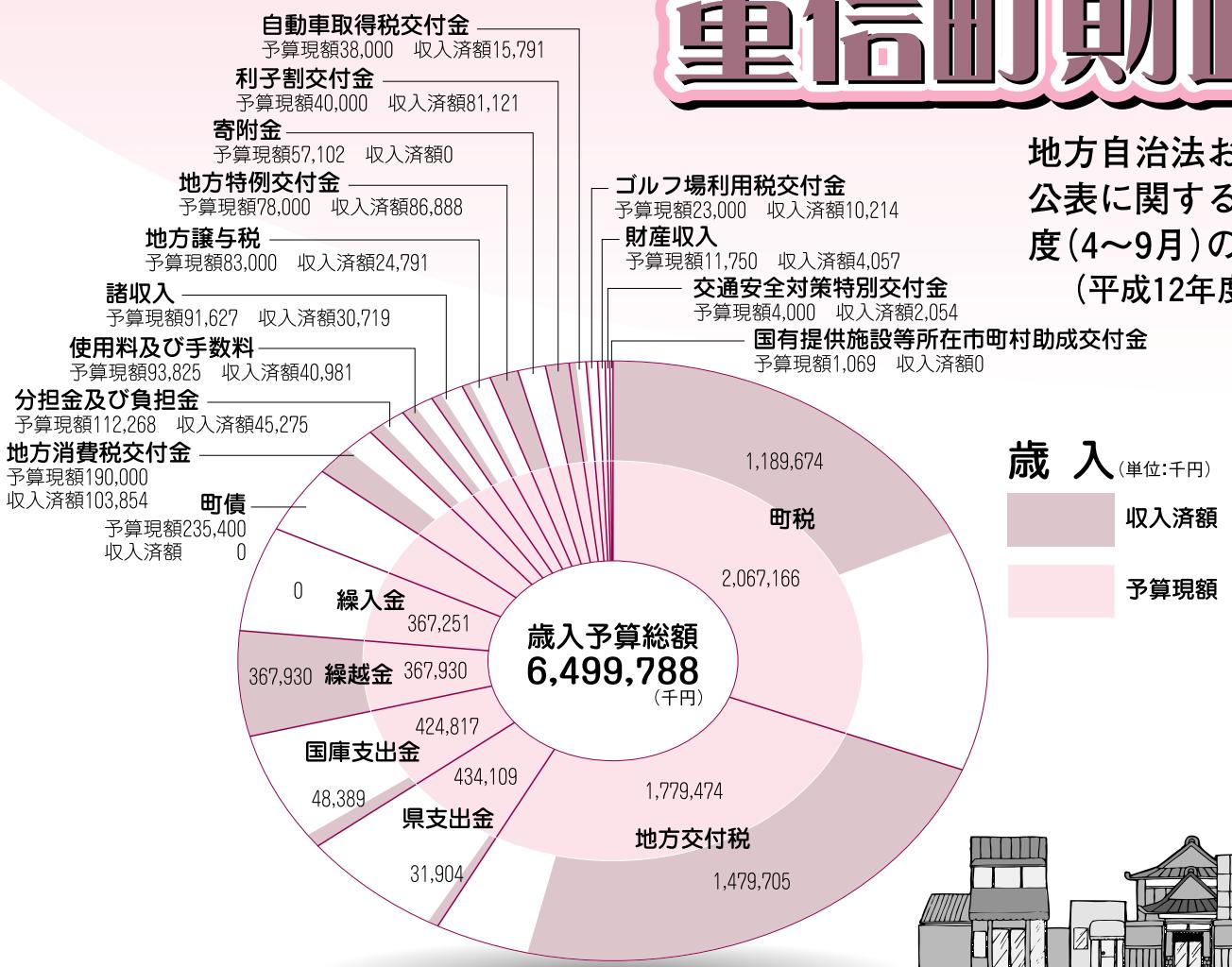
(単位:千円)

区分	収入予算額	収入決算額	収入割合	支出予算額	支出決算額	支出割合
収益	320,710	126,412	39.4 %	261,380	80,859	30.9 %
資本	2,011,831	4,814	0.2	2,053,190	1,402,744	68.3

地方債現在高 1,064,024千円

重信町財政

地方自治法および
公表に関する条例
度(4~9月)の財政
(平成12年度から)



歳入 (単位:千円)

- 収入済額
- 予算現額



地方債の現在高

(単位:千円)

起債区分	借入先区分	資金運用部	年金	簡易保険	公営企業金融公庫	市町村共済組合	市中銀行	市町村振興協会	計
一般公共事業	一般公共事業	402,414							402,414
一般単独事業	一般単独事業	2,275,693		1,449,401	387,628	3,272	582,483	330,705	5,029,182
公営住宅建設事業	公営住宅建設事業	100,588		146,110	8,397		22,224		277,319
義務教育施設整備事業				130,798			100,346		231,144
公共用地先行取得事業							34,396		34,396
災害復旧事業	災害復旧事業	74,122							74,122
一般廃棄物処理事業			481,142						481,142
厚生福祉施設整備事業			11,204						11,204
地域改善対策特定事業	地域改善対策特定事業	146,248							146,248
減収補てん債						11,600			11,600
財源対策債	財源対策債	22,771	63,646	9,818	40,700		15,289		152,224
臨時財政特例債	臨時財政特例債	144,587							144,587
公共事業等臨時特例債		15,494							15,494
減税補てん債	減税補てん債	589,207							589,207
調整債	調整債	2,367							2,367
上水道事業	上水道事業	22,929			22,667				45,596
臨時税収補てん債	臨時税収補てん債	119,067						330,705	119,067
合計		3,915,487	555,992	1,736,127	459,392	3,272	766,338		7,767,313

大石 悟志
山之内

西村 敏弘
美幸
林 奈保子
松田 智司
明星真利子
吉田佳代子
和氣しのぶ
和田 武揚
和田 真由果

浅山 池田 久保 敬洋 拓
横河原 郡司亞里沙 小池 佐伯 上甲 酒井 高田 白雪 飛鳥 千尋 尚子 宏和

恒岡嘉津季
中溝真代
野間盛太
矢葺涼二
安井万威子
山木涼二
和田哲也
英記祥子

志津川 朝山 文博
東部 あずさ
池田 水樹 尚紀
天川 知樹 宏佳
石井 彦彦 俊子
稻荷 井上 入江

生鷹 大岡 扇山 大西 恩地 越智 菅 金澤 小谷百合子
早苗 将人 瞳子 健夫 正造 周平 紗矢香 菊地条太郎

竹内瀧下高橋高田高須賀寛弓慶太明生新矢芝田佐伯典文拓郎一

千葉坪田永富
近友村中越名
葉守正恭平太
陽篤德一健千
郎太吉太郎宣
研本檍林濱野二

日野 弘岡 松田 三谷 宮内 山内 由 柳澤 陽子 祥子 壮平 瑞東 直樹
吉本 山田 渡部 究 宽子 みき 紀聖

西岡和田渡部藍佳陽正

河野重希
塩崎峰子
妹尾奈苗
團上俊立
中岡慎斎
中矢沙織
丹生谷基義
野島達也
橋本紀之
早瀬宏美

通査

山之内

横河原

志津川

西
周



今年度成人式は、平成14年1月13日(日)町民会館において行います。該当者は左記の方々です。

(名簿は、昭和56年4月2日～57年4月1日の間に生まれた方で、10月1日現在住民登録されている方です。大字別、アイウエオ順)

12月に個別に式の「案内をいたしますので、ぜひ、「出席ください。

名簿に載っていない方で、重信町の成人文に出席を希望される方は、教育委員会教育課までご連絡ください。

また、成人式の実行委員と運営スタッフを各5名募集しています。希望者は、11月30日までに、教育課まで申し込んでください。

[実行委員]

【運営スタッフ】

会場での受付、場内外整理、誘導など

964-14420

見奈良

西尾朋希子
日野
森本
松村
八木
八木
八木
森
松
下
林



暮らしのワンポイント

暮らしの ワンポイント

机の整頓

書類は全て立てて収納



プラスチック製の市販品もありますが、空き箱を利用して自分で簡単に作れます。A4の書類が縦に入るよう分類・収納して、前面に項目別のラベルをはります。これららしおりのボックスをかき回さなくとも、欲しい書類が一目瞭然です。

ポイントは立てて収納すること。本や書類は、つい横にしてしまいがちですが、積み重ねると見失つたり崩れたりして使いにくくなります。フイルは時々「定期点検」することも忘れずに。

机の上にはメモ用紙置き場を作りましょう。電話中にメモの必要に迫られて、とうとうに困ったいた書類の端に書き留め、後でどうに書いたか分からなくなったりといったことを避けるためです。

細かい文具類は、引き出しひ中に仕切りをつくり空き箱や文具用のトレーに入れたりして収納すれば、使いやすく、紛失も防げます。

もう一度、 基本にかえって 火の用心!!

冬に向かって日ごと肌寒さが増していくこの季節、
ストーブやこたつなどの暖房器具の出番とともに、暖房器具などによる住宅火災も
多くなり始めます。その出火の原因の半数以上は、火を扱う人の“不注意”です。
火災を防ぎ、秋冬を暖かく過ごすために、「火の用心」の基本を忘れないでください。

火の用心! ココがポイント



こんろ火災の約8割は
「天ぷら油」によるものです。

- こんろのそばを離れるときは必ず火を消す
- こんろの周りに物を置かない
- コンロは壁から離して置く
- 天ぷら油の加熱に注意する
天ぷらを揚げる適温は約180°C。
360°C～380°Cになると火種が
なくとも発火、燃焼します。



たばこの火は消したつもりでも
完全に消えていないことがあります。

- 寝たばこは絶対にしない
- 灰皿にたばこを置いたままにしない
- 灰皿にはいつも水を入れておく
- 吸い殻は完全に消えたのを確認してから、ためずり捨てる



ストーブ火災は秋冬に集中しています。
安全な取り扱いを心がけましょう。

- シーズンの初めには点検整備を行う
- ストーブの上に洗濯物を干さない
- ストーブをカーテンや家具に近づけない
- ストーブの周りにスプレー缶などを置かない
- 石油ストーブは完全に火が消えてから給油する
- 灯油以外のものを給油しない
- 外出時、就寝時はストーブを必ず消す



平成11年中の建物火災の出火原因(放火を除く)

建物火災(爆発を除く)	合計	33330件
1位 こんろ	5439	
2位 たばこ	3746	
3位 ストーブ	1972	
4位 電灯・電話等の配線	1100	
5位 火あそび	1062	
6位 配線器具	730	
7位 電気機器	713	
8位 灯火	633	
9位 風呂かまど	631	
10位 たき火	623	

(資料提供=消防庁)

まさかに備える消火器。古くなったものは取り替えを!

万が一、火災が発生したときに重要なのは初期消火活動。そのために一家に一つは消火器を備え、使い方をしっかりとマスターしておきたいものです。いざというとき、消火器を安全に使うためには、消火器を日ごろから点検しておくことも大切です。消火器が腐食・変形したりしていると、使用時に破裂して、人身事故に至ってしまう場合があるからです。

● 消火器に次のような異常がないかをチェックしましょう。

- ◇ 容器やキャップに腐食やさび、変形はないか
- ◇ ホースにひび割れはないか
- ◇ 腐食やさび、変形、ひび割れなどの異常がある消火器は、使用しないで、専門業者に処分を依頼しましょう。



『税を知る週間』が始まります

11月11日から17日までは、「税を知る週間」です。

「暮らしを支える税」を週間テーマとして、広く国民の皆さんに税の意義や役割についての理解を深め、考えていただけるよう各種の広報活動を行います。

「税のまんが展」

とき 11月14日(水)～18日(日)

10時～20時 (18日は17時まで)

ところ フジグラン松山店 3階 アートギャラリー

「税理士による無料税務相談」

とき 11月16日(金)～18日(日) 10時～16時

ところ フジグラン松山店 3階 アートギャラリー

県税 不動産取得税

土地や建物を相続以外で取得した時にかかる税金で、登記の有無や有償無償を問いません。

住宅用土地や住宅については、一定の要件を満たしていれば控除が受けられますが、申告書の提出が条件となります。

問い合わせ先 松山地方局課税第一課

■941-1111(代) 内342～345

病院にかかるとき
「退職被保険者証」を提示して下さい。一部負担金は次のとおりです。
退職被保険者本人は外来・入院とも二割負担、被扶養者は外来三割・入院二割負担となります。

届け出に必要なもの
年金証書を受け取った日から一
年以内に手続きをして下さい。
「退職被保険者証」を発行します。
手続き

被扶養者とは

おもに被保険者の収入によって生計を維持していく、被保険者と①～⑥のような関係にある人のことです。また、被扶養者になるには、年収が130万円未満(60歳以上の人および障害者は180万円未満)であることなどの所得制限があります。

- | | | | | | |
|-----------------|---------------|-------|------|-----------------|-----------------|
| ① 父母、祖父母などの直系尊属 | ② 配偶者(内縁でもよい) | ③ 子、孫 | ④ 弟妹 | ⑤ ①～④以外の三親等内の親族 | ⑥ 内縁の配偶者の父母および子 |
|-----------------|---------------|-------|------|-----------------|-----------------|

※①～④の人は、健康保険では、かならずしも被保険者と同じ世帯でなくとも、被扶養者として認められます。退職者医療制度では、同じ世帯であることが条件になっています。⑤や⑥の人は、いずれの場合も同じ世帯であることが条件になっています。

平成14年1月から 所得税の確定申告書が 大幅に変わります。

国税庁では、納税者の皆様に分かりやすく書きやすい申告書となるよう、平成13年分の確定申告から使用する所得税の確定申告書の様式を変更しました。

主な改正点は、次のとおりです。

○申告書の種類を現在の6種類からA様式とB様式の2種類に統合しました。

○申告書の用紙サイズをこれまでの変形A4判からA4判に改めました。

○申告書の裏面から表面に転記する方式を廃止しました。

○申告書の記載欄をできるだけ簡素化しました。

○申告書の文字を大きく、見やすくしました。

詳しくは、松山税務署個人課税部門(■941-9121)にお問い合わせください。

なお、確定申告書の新様式は、高松国税局のホームページ(<http://www.takamatsu.nta.go.jp>)でも紹介しています。



対象者

次の①～③のすべてを満たす人
とその被扶養者

① 国保に加入している。

② 老人保健制度の対象者ではない。

③ 厚生年金や各種共済組合などの
老齢(退職)年金を受けていて、
これらの年金制度の加入期間が
二〇年以上(または四〇歳以降
の加入期間が一〇年以上)ある。

長い間勤めた会社などを退職して国保に加入している人のうち、老齢(退職)年金を受けている七十歳未満の人とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けられます。

退職者医療制度

特例療養費
退職者医療制度の対象になる人が、年金証書が届いていないために、やむを得ず一般の保険証で診察を受けた場合、申請により差額(本人は外来・入院とも一割、被扶養者は入院のみ一割)が支給されます。

転倒予防教室のご案内

「ああっ、どうしよう!! になる前に」 ～毎日の運動で差をつけよう～

対象者：平成13年度各種検診受診者及び住民

ライフコーダー^{*}で、現在の運動状態を把握し、今後の生活の中で、無理がなく毎日できる目標を決め、運動の継続及び筋力アップを目指します。

個別指導を中心とした内容です。ただ、歩くだけではなく、自分の体にあう効果的なウォーキングを実践していきましょう。

※ライフコーダーとは？⇒歩行計の機能付生活習慣記録機です。

これで、あなたの生活記録をし、パソコンで分析します。
もう、万歩計の記録用紙は不要です!!

とき	ところ	内容
★11月12日・19日		講義と実技
★12月3日・17日	町民会館2階	「ウォーキングを生活に取り入れよう」
1月21日・28日	第1・2研修室	(株)伊方サービス
2月18日	★11月12日・12月3日は 重信町農村環境改善センター	健康運動指導士
3月18日 13:30~15:00	2階 大会議室	西野 吉幸

* 参加者には詳しい日程表をお渡します。



毎年冬期（12月～3月）に流行するインフルエンザのウイルスはA、B、C型と分けられます。ここ20年はA型、Aソ連型、B型の3種類が流行っています。ウイルスに感染して1～3日で発病します。突然の高熱や頭痛や身体の痛みなどの症状、少しあとに鼻水や咳や喉の痛みなどの症状がみられます。合併症には肺炎、胃腸炎、肺膜炎（ふくらはぎの痛み）などがあり、高齢者には心筋炎、小児には中耳炎のほか熱性痙攣、脳炎・脳症、ライ症候群など重い病気もあります。もつとも死亡例の90%以上は肺炎で亡くなっています。嘔吐や意識障害を伴い死亡することもあるライ症候群はアスピリン投与と関係が深いので、熱さましや痛み止めにアスピリンを絶対に使用しないで下さい。（市販薬にもアスピリン剤がありますので、ご注意ください。）

インフルエンザの流行を止めるため、学校保健法では解熱後48時間が過ぎるまで、即ち伝染力の強い発病後1週間は、学校を休ませることになってしまいます。大人も同様です。予防には石鹼による手洗いや泡立て洗浄液によるうがいがありますが、インフルエンザワクチンの接種が一番

ドクターの健康アドバイス② 「インフルエンザの予防接種をつまめよ！」

良いです。

今年度もインフルエンザワクチンはAソ連型、A香港型、B型の3種類の混合ワクチンとなっています。ワクチンを受けた人で、インフルエンザで死亡した人や脳症になった人は一人もいませんが、発病する人はある程度います。しかし、いずれも軽症です。そこで安心して下さい。それにワクチンの副反応もほとんどありません。

また、ワクチンは生後6ヶ月から受けられますので、乳幼児の方は受け下さい。そしてインフルエンザの合併症が出やすい65歳以上の高齢者、特に喘息や心臓病などすでに病気を持たれている方はワクチン接種をお勧めします。

ワクチンの免疫は、接種後2週間で効き始め、約5ヶ月持続するとのことであります。（市販薬にもアスピリン剤がありますので、ご注意ください。）2回目は12月中に終了するように予定されたらよいと思います。但し、大人の方は1回のワクチン接種でよくなりましたので、11月中に済ませば良いと考えます。

皆さん、『備えあれば憂いなし』。インフルエンザの予防接種を是非受けましょう。

（内科医師 辻井武廣）

重信町事務監査請求監査結果報告

平成13年9月13日提出された重信町事務監査請求について、10月4日、監査を終了したのでその結果を公表します。

重信町監査委員 末光 良男

同 高橋 幾八

重信町事務監査報告書

1、事務監査請求代表者の住所、氏名

住所 愛媛県温泉郷重信町大字下林甲27番地

氏名 谷松薰

氏名 信原眞也

2、請求の要旨

(1) 社会福祉法人喜久寿特別養護老人ホーム重信(通称・ウエルケア重信)にかかる「愛媛県企画情報部県政広報課情報公開課・情報公開法に基づき公文書公開申請による」社会福祉の医療事業団に対する償還計画等調・重信町長II(福)喜久寿で取り交した確約書・これにかかる重信町議会定例会議録・老人福祉新施設設立にかかる補助金・福)喜久寿自己資金を重信町提供等一連の文章の公開を第三者が見ても理解できるよう明確なものを求める。

施設建築計画文書の公開を請求

施設建設採択にかかる委員の氏名

審議過程に関する文書の公開を請求

施設建設・建築・設備機器等、建設

に参与するこれらにかかる資金の流れについての文書の公開を請求

平成6年6月28日和田町長・平岡議長(福)喜久寿菊地理長等の事前交渉の結果作成した「確約書」重信町が補助金交付の決定についての文書の公開を請求

(5) (福)喜久寿の自己資金を重信町が提示するとしての資金支出に関する文書の公開を請求

⑥ 平成7年から通年にわたる愛媛県社

会福祉事業団からの借入金7億5千万円に対して、元利金を重信町老人福祉費として代理弁済することについての文書の公開を請求

施設建設にかかる用地提供・取得等一連の状況と建物抵当権設定についての文書の公開

前記特別養護老人ホーム重信の建設にかかる老人福祉設備費・補助金の交付申請及び支出にかかる文書の公開を請求

これらにに関する「会計検査にかかる書類」の文書の公開を請求

⑦ 事務監査にかかる用地提供・取得等

の状況と建物抵当権設定についての文書の公開

前記特別養護老人ホーム重信の建設にかかる老人福祉設備費・補助金の交付申請及び支出にかかる文書の公開を請求

これらにに関する「会計検査にかかる書類」の文書の公開を請求

⑧ 事務監査にかかる用地提供・取得等

の状況と建物抵当権設定についての文書の公開

前記特別養護老人ホーム重信の建設にかかる老人福祉設備費・補助金の交付申請及び支出にかかる文書の公開を請求

これらにに関する「会計検査にかかる書類」の文書の公開を請求

⑨ 事務監査にかかる用地提供・取得等

の状況と建物抵当権設定についての文書の公開

前記特別養護老人ホーム重信の建設にかかる老人福祉設備費・補助金の交付申請及び支出にかかる文書の公開を請求

これらにに関する「会計検査にかかる書類」の文書の公開を請求

⑩ 事務監査にかかる用地提供・取得等

の状況と建物抵当権設定についての文書の公開

前記特別養護老人ホーム重信の建設にかかる老人福祉設備費・補助金の交付申請及び支出にかかる文書の公開を請求

これらにに関する「会計検査にかかる書類」の文書の公開を請求

⑪ 事務監査にかかる用地提供・取得等

の状況と建物抵当権設定についての文書の公開

前記特別養護老人ホーム重信の建設にかかる老人福祉設備費・補助金の交付申請及び支出にかかる文書の公開を請求

これらにに関する「会計検査にかかる書類」の文書の公開を請求

⑫ 事務監査にかかる用地提供・取得等

の状況と建物抵当権設定についての文書の公開

前記特別養護老人ホーム重信の建設にかかる老人福祉設備費・補助金の交付申請及び支出にかかる文書の公開を請求

これらにに関する「会計検査にかかる書類」の文書の公開を請求

⑬ 事務監査にかかる用地提供・取得等

の状況と建物抵当権設定についての文書の公開

前記特別養護老人ホーム重信の建設にかかる老人福祉設備費・補助金の交付申請及び支出にかかる文書の公開を請求

これらにに関する「会計検査にかかる書類」の文書の公開を請求

3、監査結果

(1) 事務監査請求の受理

この監査請求は、地方自治法第75条第1項及び同法施行令第99条において準用する同令第96条第1項に規定する署名者数が法定数に達しており、また同法施行規則第10条に規定する様式を備えていることを認めたので、平成13年9月13日にこれを受理し、同日、請求の要旨を重信町告示第43号をもって告示した。

なお、本件請求に係る経過は次のとおりである。

① 平成13年7月31日

事務監査請求代代表者の証明書交付申請書の提出

② 平成13年8月3日

事務監査請求代代表者の証明書の交付、告示

③ 平成13年8月27日

選挙管理委員会へ事務監査請求者登録の提出(提出署名簿冊数76冊)

④ 平成13年8月27日から平成13年9月4日まで

署名簿の審査(選挙管理委員会)

⑤ 平成13年9月5日

署名者総数・有効署名数の告示(選挙管理委員会)

署名総数

1,919人

(2) 監査の結果

今回、提出された事務監査請求について、請求内容がすべて文書の公開を求めたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示することを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(3) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(4) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(5) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(6) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(7) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(8) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(9) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(10) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(11) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(12) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(13) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。

(14) 事務監査の実施

(監査結果に関する報告の決定)

監査の結果

では、請求内容がすべて文書の公開を求めていたものであり、監査にあたっては監査委員の職務権限が議論の中心となつた。

地方自治法第75条によると、事務監査請求ができる事項は、当該地方公共団体の事務の執行に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、同条第2項の規定により普通地方公共団体の事務の執行について監査する職務権限を有している。

すなわち、直接請求の事務監査は住民に対する範囲にわたる町及び町の執行機関の事務監査請求権を認めたものであるが、監査委員は、その範囲内における関係事項の処理、執行の事実について調べ、その当否、適否の意見を表示する

ことを基本的権限とするものである。

以上のことから、本事務監査請求の全項目にわたる文書の公開は、すべて監査委員の職務権限外であると解せられると考える。



「人権のまちづくり」へ

具体的な行動を

重信町同和教育協議会

十一月の「人権ゼミナール」で学習しましょう。

①一九九五・一・一
「人権教育のための国連一〇年」始まる。
②一九九七・七・四
国内行動計画が策定さ

③ 一〇〇〇・三・三〇
愛媛県行動計画が策定される。

愛媛県同和教育協議会の行動計画策定予定。

これは、一人権教育のための国連「〇〇年」の歩みです。スタートしてすでに七年が経過しようとしています。残り三年余りになってしまいまし

愛媛県同和教育協議会では、今、独自の行動計画策定の、最後の追い込み段階に入っています。幅広い人権教育の中で同和問題をどのように考えしていくべきかの明確な視点が示されるものと思われます。

第4回「人権ゼミナール」

- と き 11月19日(月) 15:30~
 - と こ ろ 重信町役場 4階 大会議室
 - 演 題 「人権文化の創造を目指して」
—一人一人が行動計画を—
 - 講 師 村上 保先生
(愛媛県生涯学習推進講師)

第13回重信町「人権を語る集い」

- と き 12月1日(土) 13:30~
 - ところ 町民会館
 - 内 容
 - ・ステージ発表 「人権劇」 その他
 - ・作品展示 町内児童・生徒・
その他による作品

「人権のまちづくり」をいっそう進めましょう。

本年の「人権を語る集い」は、十二月一日(土)を予定しています。

制定の気運が盛り上がりで、また、尊布合が集い、「人権を語る」が、その盛り上がりで、拍車をかける集いとなればと期待しています。

もう一步踏み出しましょう。

愛媛県少年補導委員連絡協議会では、青少年健全育成強調月間運動（11月1日～30日）を実施しています。重信町においても、香り高い文化祭を中心、様々な行事が実施されています。青少年の心を豊かに育てる生活文化、伝統行事は大切に育てていきたいもので

に与える影響を考えますと
計り知れないものがあります。

ましてや、次代を担う責任
少年の心にあたえる影響はどうでしょうか。

ここで大人がしっかりとるべき姿勢を正して行かねばならないと思います。

人道に外れた行為は、どのように証明しようと決して許されるものではないことを銘記しておきたい。

子どもは、明るく元気な笑顔が一番です。

それは、とりもなおさず大人の笑顔が源です。

ストレスの多い厳しい現実に心も萎えそうですが、

お互いに笑顔であります
るゆとりだけは、失わない

ようにしたいものです。

卷之三

—こどもは地域の宝、みんなで育てましょー

青少年健全育成

強調月間運動によせて

重信町少年健全育成推進協議会



ラッカーニです!! 14



“Purple Horses, Indian Yakitori and The Kanji Center”

On September 16th Shigenobu Junior High School held it's sports day. The weather was perfect and it turned out to be a very exciting and competitive day. My team, “The Purple Horse” changed positions many times going from 4th to 1st to 3rd to 4th to 1st finally finishing 2nd. I can't believe how serious I was taking it. I was a little upset we didn't win but the students and teachers really enjoyed it and I had a great time. My favorite events were “The Relay” and “Kibasen”.

On Sepetmber 30th I went to the Matsuyama International Festival at the community center. I had volunteered to cook something Indian. There were four teams in the kitchen cooking Mexican food(tacos and guacamole), German food(potatoes, onion and bacon) and Chinese food(wanton soup). My team decided to experiment and make “Indian Yakitori”. We started cooking at 9.00 a.m. and prepared 8 kilos of chicken marinated in 4 liters of yogurt and spices. We started serving at 2.00 p.m. cooking the chicken on yakitori sticks on a small gas barbecue. Luckily it tasted ok and everything was finished in less than one hour. My slightly burnt fingers smelt of curry for three days but it was a very enjoyable day.

“KANJI REPORT”

After many hours of studying I recently discovered the location of the “Kanji Center” in the brain. It is just behind and slightly above the right ear and begins to hurt a lot when you study new Kanji. One month ago I knew around 75 Kanji by last week I had learnt 130 in total. Unfortunately, a few days ago I played dodge ball with some seriously dangerous shogakko kids. I got a direct hit on the “Kanji Center” which resulted in me forgetting around 20 Knaji. This leaves seven weeks to learn around 190 Kanji, I hope I can do it!

Kalpesh Zaffarani

紫の馬、インド風焼き鳥、そして漢字センター

9月16日、重信中では体育大会がありました。絶好の天候で、白熱の戦いが繰り広げられました。我が紫の馬軍団は、その都度順位を変え、最終的には準優勝となりました。私は、順位が気になっていましたが、先生や生徒はそれを楽しんでいるように見えました。リレーと騎馬戦が私のお気に入りです。

9月30日には松山で国際交流祭りがあり、ボランティアで出店を手伝いました。私の班は、インド風焼き鳥です。他にも、メキシコ、ドイツ、中国と各国の料理が並びました。9時に準備を始め、8kgの鶏肉を4リットルのヨーグルトで下味を付け、14時に販売開始、1時間という短い間に売り切れました。少し指をやけどし、その後3日間、カレーの臭いが消えませんでした。

漢字のこと

このところの漢字の勉強で、私の頭に漢字部屋ができてきています。ちょうど右耳の後ろあたりで、あたらしい漢字を学習すると、そこがうずきます。先日小学校への訪問で、ドッジボールの最中、元気な生徒がその漢字部屋にボールを直撃させました。それまで約130覚えていたのが、それによって、20ほど消えてしまいました。12月の検定までに300覚えておかねばならないので、また190今から覚えます。できると思いますか。



ラッカーニ・カルペツシュさん
1969年12月24日生（31歳）イギリス出身
昨年7月から重信町に英語指導助手として来日。
中学校で英語指導をしている他、小学生及び一般町民にも英語
に親しんでもらうため活動。
趣味は、ギター・料理・旅行・読書・映画鑑賞・スポーツと幅広い。

女性会議

敬老の日「ふれあい訪問」

去年の月14日、町内に住む、75才以上のひとり暮らしの方と65才以上のねたきりの「老人（男性48名、女性201名）を対象に、女性会議の会員が、地区の協力を得てふれあい訪問を行いました。

町行政のご支援で、女性会議からのタオルセットに保育園・幼稚園児の工作品、小学生の絵、中学生の手紙をそえ、本年度は一部地域で、東温高校生（家庭クラブ）が手作りのクッキーと手紙をもつて、共に訪問しました。

高齢者の方々が、地域との交流を、大切に思い、訪問を待つていって下さいました。高校生・小学生のやさしい言葉に「若い人から、元気な力をもらつた。」と、喜んで下さいました。

（議長 藤岡 侑子）

中央レディース学級

「大原美術館見学」



稻の刈り取りを終えた田んぼの畦道にある彼岸花の群生を見ながら、去る9月19日、私たちは岡山県の大原美術館へとバス2台、59名で出発しました。川之江、豊浜を過ぎ瀬戸大橋にさしかかる頃、ガイドさんから、この橋は、13年前に多くの

人の努力と、1兆1,300億円をかけて全長13.1キロメートルの橋が完成し、その当時にお客様を乗せたまま、この橋の上で長い間停車したので、日程が遅れて大変だったという話がありました。バスは10時ごろ倉敷に到着、美術館内を見学しました。エル・グレコ、ゴーギヤン、モネ、マティス等の名画に触れ、芸術の深さを知り感動を覚えました。学級生から、「全く素人の私にも、何か心の琴線に触れるものがあり、新鮮な気分を味わうことができ、参加してよかったです。」と聞きました。よい学習ができてよかったです。

15時30分にチボリ公園を後にして、車窓に夕日を眺めながら、夕方6時過ぎに、満ち足りた気持ちで重信町に帰つてきました。色とりどりの花を見て散策したり、ショ



（班長 大西 ミエ子）

第4回しげのぶ国際音楽の日記念コンサート 室内楽の夕べ

日本フィルメンバーによる



とき 12月3日(月) 19時30分開演
ところ 町民会館大ホール
入場料 大人 1800円(当日2000円)
小中高生 800円(当日1000円)



演奏 第一ヴァイオリン 山科淑子 ヴィオラ 新井豊治
第二ヴァイオリン 久鬼明子 チェロ 中務幸彦

△4人は日本フィルメンバーで、県内でも数多く公演。弦楽四重奏の他、ピアノ、金管楽器と演奏すること多く、その演奏は聴衆を魅了。重信町での公演は今回で2回目。

プログラム ハイドン 弦楽四重奏 作品76-3「皇帝」
南孝信編曲 浜辺の歌 からたちの花 あの町この町
ロドリゲス ラ・クンパルシータ
ビジョルド エルチョクロ
モーツアルト 弦楽四重奏曲 第17番変ロ長調 K.458「狩」



主催 しげのぶ国際音楽の日記念コンサート実行委員会
共催 重信町・重信町教育委員会
前売券発売所 町民会館・重信町役場・愛媛大学生協(城北店・農学部店・医学部店)・松山大学生協・松山市内プレイガイド



れきみん

川内町・重信町初の合同展示

東温地区のウツワの歴史展

れきみん第一展示室にて

食事や、保存・運搬のため、花をいけたり、お供えをしたりする時に、三千数百年の昔から、人々の生活に欠かせなかった「ウツワ」。弥生時代から近代までの「ウツワ」を通して人々の営みをたどってみる試みです。使い方だけでなく、やきものを焼いた技術にも歴史の移り変わりが表れています。

下林と西岡の古い窯跡から出土した7世紀から8世紀ごろのウツワや、中世の銭壺などを展示。そして川内町の「さくらの湯」周辺に広がっていた弥生時代の遺跡からもたくさんの土器などを展示しています。番外編のかわいい石器コーナーも小さいながら見る価値があります。



れきみん

11月の休館日

5・12・18・19・23・26・30

れきみん

郷土史講座

とき 11月11日(日)

13時30分～

ところ 町民会館 2階

第1・2研修室

講師 重信史談会会長

森 正史先生

演題 大西家文書について

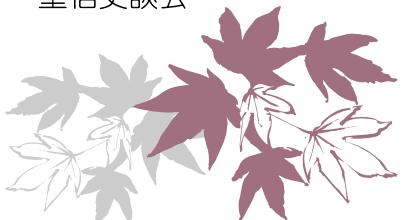
～大西孫兵衛の歓帳から～

聴講料 無料

※どなたでも聴講できます。

主催 重信町教育委員会

重信史談会



通 電 話

土地改良協議会 ☎964-4411
 国土調査課 ☎964-4412
 建設課 ☎964-4413
 都市整備課 ☎964-4414
 水道課 ☎964-4416

下水道課 ☎964-4417
 教育課 ☎964-4420
 議会事務局 ☎964-4422
 施設課
 (町民会館内) ☎964-1500
 給食センター ☎964-2101

情報 アレコレ

県 民オペラ 「フィガロの結婚」

県民オペラ実行委員会
(愛媛県文化振興課内)
☎945-2850

モーツアルトの喜歌劇「フィガロの結婚」を、名曲とおはなしで御紹介します。

お気軽に御来場ください。入場は無料です。

と き 11月27日(火)
11:00~12:00

ところ 南吉井小学校体育館

人 権週間

12月4日から10日までの一週間は「第53回人権週間」です。

松山地方法務局及び愛媛県人権擁護委員連合会では、下記のとおり電話相談を実施します。

と き 12月4日(火)
9:00~21:00

☎0120-025-550

相談内容

差別問題、いじめ、体罰、家庭及び近隣関係等人権問題全般
(無料・秘密厳守)

相談担当者

人権擁護委員(弁護士資格のある者も含む)、法務局職員

牛海綿状脳症(狂牛病) 消費者相談窓口

松山中央保健所 ☎931-8783
(松山市北持田町132)
中央家畜保健衛生所 ☎984-1440
(松前町昌農内641)
月～金曜(祝日を除く)
8:30～17:00

ゴミ分別表の英訳 ボランティア募集

地域における生涯学習プログラムを考える会
☎964-0363(坪井)

重信町で暮らしている環境や習慣に不慣れな外国人のために、中学生と一緒にごみ分別表を英訳するボランティア活動に参加してみませんか。

と き 每月第二・第四土曜
10:00～12:00

ところ 町民会館

内 容 重信町家庭ごみの分別表の英訳と編集

資 格 特にありません

スキー参加者募集

重信町スキー愛好会
☎964-4420(渡部)

スキー＆スノーボード研修ツアーの参加者を募集します。

町内にお住まいまたは勤務されている方ならだれでも参加できます。
(ご家族で参加もOK)

と き 1月25日(金) 22:00出発～
1月27日(日) 21:00着

ところ 岐阜県ダイナランドスキー場

旅 費 大人………30,000円
中・高校生………29,000円
小学生………28,000円

自衛隊の生徒募集

県 営住宅牛渕団地 入居者募集

松山地方局建設部建築指導課
☎941-1111(内443)

建物概要

団地名	型 別	募集戸数	
特定公共賃貸住宅	3LDK	20	
一 般	3LDK	24	
公 営 住 宅	車椅子用住宅	2LDK	1
シルバー	2LDK	5	
ハウジング	2DK	8	

(参考)

特定公共賃貸住宅：中堅所得向けの住宅

公営住宅：低額所得者向けの住宅

シルバーハウジング：高齢者向けの緊急通報システム及びLSA(ライフサポートアドバイザー)を配備した住宅

申込受付期間

11月8日(木)～11月16日(金)

申込受付場所

松山地方局建設部建築指導課

抽選日時

11月22日(木) 13:30

松山地方局7階大会議室

入居予定日

平成13年12月20日(木)

自衛隊松山募集案内所

☎947-3040

受付期間 平成13年11月5日～平成14年1月4日

応募資格 中学校卒業者(見込)または17歳未満の男子

1次試験 1月6日(日)(筆記試験)

待遇等 *修学年限4年…卒業時3等陸・海・空曹に昇任

(高等学校卒業資格は3年で取得)

*給 料…初任給 155,900円、教育終了時 194,000円
ボーナス 年3回

*衣・食・住…無料

おめでとう



葛原 未悠ちゃん (H12.11.2生)

「その笑顔が家族を和ませてくれます。
いつまでも忘れず素直で元気に育ってね。」

(父・真治 母・利世)牛渕

12・1月生まれの チビッ子の写真募集!!

(年齢は問いません。写真と保護者のコメントを)
(11月15日までに役場総務課までお送りください。)

人の動き

(9月11日～10月10日までの届出分)

お誕生おめでとう

出生児	保護者	生年月日	住所
渡部美佳	昌平	9/6	樋口
生田結愛	修一	9/8	野田2丁目
志賀柚月	則夫	9/9	志津川
大西涼子	強	9/10	野田2丁目
松下竜大	幸次郎	9/11	野田2丁目
三浦 真	恭由	9/11	志津川
水口雅吹	政彦	9/12	志津川
河本実紗	定	9/15	西岡
石田 仁	秀博	9/16	横河原
渡部太智	和幸	9/28	田窪
松下直樹	泰弘	9/28	野田2丁目
住山育美	真一	9/30	上村

ごめい福をお祈りします

氏名	年令	死亡の日	住所
池川テル	83	9/13	見奈良
和氣チヨミ	86	9/23	見奈良
木村キクエ	83	9/24	牛渕
和氣敏郎	73	9/26	西岡
花山光子	78	10/1	西岡
眞邊春子	88	10/1	北野田
加藤政子	84	10/2	山之内
正岡末広	75	10/4	下林
大北イチ	94	10/6	牛渕
渡部タネコ	87	10/7	田窪

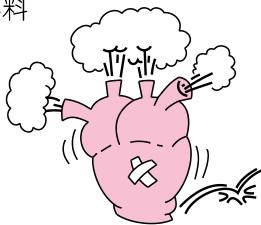
役場直

総務課	964-4400
企画財政課	964-4401
出納室	964-4402
税務課	964-4403
住民環境課	964-4404
福祉課	964-4406
保健婦・栄養士	964-4407
保険年金課	964-4408
産業課	964-4409
農業委員会	964-4410

愛媛病院健康講座

国立療養所愛媛病院 医事課
964-2411(内線214)

とき 11月16日(金)
14:00～15:30
ところ 国立療養所愛媛病院
テーマ 「生活習慣病としての心臓病」
講師 大谷循環器科医師
参加 無料



年金相談所開設

松山東社会保険事務所
946-2146

松山東社会保険事務所の職員による年金相談を文化祭の会場で行います。

とき 11月4日(日)
9:30～14:00
ところ 町民会館駐車場
*ご自分の年金番号がわかるものをご持参下さい。

愛媛大学糖尿病研修大会

愛媛大学附属病院
960-5207(土居)

年間、糖尿病が原因で約4000人の方が失明しています。

一般の方を対象に下記のとおり研修大会を開催します。

お気軽にご参加ください。(無料)

とき 11月11日(日)
12:00～16:00
ところ 愛媛大学医学部
臨床第一講義室
テーマ 「糖尿病の眼合併症」
講師 同病院糖尿病眼科専門医
上甲武志

また、生活習慣病に関心のある方(血糖・中性脂肪・コレステロールが高い方)を対象に糖尿病教室を開催します。(無料)

とき 11月14日(水)
13:30～15:00
ところ 愛媛大学医学部附属病院
外来棟3F栄養指導室
テーマ 「生活習慣病を考える」

松山南署管内 事故発生状況

10月10日現在

	本年(昨年比)
件数	1,206件(+20)
死者	7人(-6)
傷者	1,495人(+8)

◇そのねがおチャイルドシートが

守ります

◇青だって油断大敵みぎひだり

まごころ銀行

重信まごころ銀行に次の方から金一封を寄付下さいました。
温かい善意ありがとうございます。(敬称略)

(香典返し)

井上日出見(田窪) 亡夫・国義
池川仁朗(見奈良) 亡母・テル

クローズアップ 「ひと」

山木 榮典さん（横河原）



昭和3年11月20日生まれ。

一枚の紙が山木さんの手にかかれば魔法のように思いのものに変身してしまう折り紙名人。動物、お雛様、七福神など作品は多種多様。愛媛県生涯学習推進講師として県内の方に折り紙を教える一方、老人クラブ、水天宮の縁代など、様々な役も多数しておられ多忙の毎日。忙しい合間をぬって展示会も時々開催しておられ、今は、昔2年通った双海町の小学校へのプレゼントにとりかかりたいがその時間がないのが悩みとか。

☆折り紙を始めたきっかけは。

「30数年前に、教諭をしていた家の折り紙の本を見たのがきっかけです。凝り性だった私に合ったのか、今では趣味の域を超えていました。ああでもない、こうでもないと作り上げて行くところに楽しさがあります。子どもが小さかった頃、せがまれてよく折ってやりました。」

☆折り紙にまつわる思い出話があればお聞かせください。

「中予地域によく出向きますが、なかでも中島町の小学校を訪ねたとき全校児童がお礼の手紙をくれ、これは私の宝になっています。子どもたちと心と心の交流ができ今でも出向いています。また、海外に仕事や留学で行く方にも折り紙を教えたところ、外国の方に好評で、国を超えたつながりが出来たと喜んでいただきました。私の人との出会いの半分以上は折り紙を通したものです。」

☆折り紙を通して伝えたいことはありますか。

「日本の伝統文化である折り紙を絶やすことなく、せめて基本的なつるややっこなどを折れる人であってほしいと思います。情緒豊かな折り紙というものを後世に残せるよう少しでも貢献できればと思っています。」

獅子舞、国際交流に一役

10月中旬、町内各地区では、獅子舞の太鼓の音が一段と熱をおび最後の仕上げに余念がありませんでした。

志津川獅子舞保存会（藤岡実会長）も同様で、大人の会員は勿論のこと、男女小学生も加わって、益々腕に磨きがかっていました。

折りしも、国際交流でオーストラリアから的一行が来県しており、そのメンバーとしてクリスティーナさんとジムさんのご夫婦が、町内で一週間ホームステイ（志津川の大西実さん宅）しており、是非鑑賞をとの話になりました。渡部良平PTA支部長を通じ要望したところ、保存会の厚意により、10月5日(金)本番さながらの大小二頭の獅子舞を披露していただくことになりました。

当日ご夫婦は夜遅くまで興味深く見ており、心ゆくまで楽しんだ様子でした。翌朝感想を聞いたところ非常に喜んでおり、充分エンジョイしたとのことでした。獅子舞も疲れて大変でしょうねと感想を洩らしていました。

町内外の数多くの文化を吸収し、

私たちがんばっています

北吉井小ドッジボール愛好会

合い言葉は 「ステップ＆キャッチ」

「愛好会ができて3年、現在は5・6年生の27人でがんばっています。」

泣いたり、笑ったり、みんなで力を合わせて、週5日、練習に励んでいます。2年連続で愛媛県代表になり四国大会に出場するものの、全国大会への道は厳しく、来年行われる四国大会に向か、今度こそはとがんばっています。保護者も温かく、時には厳しくそんな子どもたちを見守っています。」



★掲載団体募集！

役場総務課 964-4400まで連絡ください。

八日の朝次の目的地へと元気に旅立って行きました。

Thank you all for every kindness and thoughtfullness you have give us. We will remember you always and look forward to seeing you in our home one day.

Jim and Christy



これは、ご夫婦が書き残したメッセージです。町民の皆さんに対する感謝の意も含んでいるように思います。

橋 茂喜（重信町文化協会会長）



町内を散策する夫妻（中央2人 左端は大西さん）



みんなのかレンダー

11月
12月

日	行 事	移動図書館車	当 番 医	ご み
11/1(木)		拝志小学校		
2(金)	社会保険出張相談所 10:00~15:30 商工会館 第37回重信町文化祭(4日まで)町民会館他	上林小学校		
3(土)			重信クリニック ☎964-1188	ごみ収集休み
4(日)	年金相談(文化祭) 9:30~14:00 町民会館		宮内病院 ☎975-0091	燃やさないごみ:全地区①横河原②粗大ごみ:横河原
5(月)		(図書館休館)		
6(火)	エアロビクス教室(初級) 10:00~11:00 ツインドーム重信	北吉井幼稚園		
7(水)	エアロビクス教室(中級) 10:00~11:00 ツインドーム重信 読書会「源氏物語」13:30~15:30 町民会館	重信幼稚園		
8(木)	行政・心配ごと相談 13:00~15:00 町民会館 手話教室 19:00~ 町民会館	上桶・播磨台・野田・ 新村・北野田		
9(金)		上村・下林・上林		
10(土)	お話会 14:00~ 図書館			
11(日)	皿ヶ嶺一日登山(8:30 町民会館出発) 廃棄図書交換市 図書館 郷土史講座 13:30~ 町民会館		八木耳鼻咽喉科皮膚科 ☎964-5400	燃やさないごみ:横河原以外② 粗大ごみ:志津川(八反地を除く)
12(月)		(図書館休館)		
13(火)	エアロビクス教室(初級) 10:00~11:00 ツインドーム重信 パソコン講座(16日まで) 町民会館	山之内・桶口・横河原		
14(水)	読書会交流会 9:00~12:00 町民会館 エアロビクス教室(中級) 10:00~11:00 ツインドーム重信	志津川・八反地・西岡・ 田窪・牛渕・牛渕団地		
15(木)		拝志小学校		
16(金)		上林小学校		
17(土)				
18(日)	分館長・分館主事合同相察研修 第4回わんぱく広場「史跡めぐり」9:30~ 町民会館	(図書館休館)	池川内科神経内科 ☎964-7787	燃やさないごみ:全地区①横河原② 粗大ごみ:横河原・下林
19(月)	パソコン講座(22日まで) 上林小学校 第4回人権セミナー 15:30~ 役場	(図書館休館)		
20(火)	エアロビクス教室(初級) 10:00~11:00 ツインドーム重信 手話教室 19:00~ 町民会館	北吉井幼稚園		
21(水)	エアロビクス教室(中級) 10:00~11:00 ツインドーム重信 読書会「源氏物語」13:30~15:30 町民会館	重信幼稚園		
22(木)	中央料理教室 9:30~ 町民会館 心配ごと相談 13:00~15:00 町民会館	上桶・播磨台・野田・ 新村・北野田		
23(金)		(図書館休館)	中川病院 ☎976-7811	ごみ収集休み
24(土)	お話会 14:00~ 図書館			
25(日)	大人と子どものふれあい広場 9:00~12:00 町民会館 廃棄図書交換市 図書館		国立療養所愛媛病院 ☎964-2411	燃やさないごみ:横河原以外② 粗大ごみ:志津川(八反地を除く)・田窪団地
26(月)		(図書館休館)		
27(火)	エアロビクス教室(初級) 10:00~11:00 ツインドーム重信	山之内・桶口・横河原		
28(水)	エアロビクス教室(中級) 10:00~11:00 ツインドーム重信	志津川・八反地・西岡・ 田窪・牛渕・牛渕団地		粗大ごみ:横河原・田窪団地・ 志津川(八反地を除く)以外
29(木)	手話教室 19:00~ 町民会館			
30(金)	国民健康保険税(6期)納期限 国民年金保険料納付期日	(図書館休館)		
12/1(土)	第13回重信町人権を語る集い 13:30~ 町民会館			
2(日)			友愛医院 ☎976-6262	燃やさないごみ:全地区①横河原② 粗大ごみ:横河原
3(月)	社会保険出張相談所 10:00~15:30 商工会館 第4回しげのぶ国際音楽の日記念コンサート 19:30~ 町民会館	(図書館休館)		
4(火)	エアロビクス教室(初級) 10:00~11:00 ツインドーム重信	北吉井幼稚園		
5(水)	エアロビクス教室(中級) 10:00~11:00 ツインドーム重信 読書会「源氏物語」 13:30~15:30 町民会館	重信幼稚園		

燃やさないごみ ①空き缶・金属類、びん・ガラス類 ②ペットボトル、その他

★11月3日(土)は町文化祭のため図書館は開館しますが、図書の貸し出しはしません。

若者には負けません

10月17日、ツインドーム重信で、スポーツを通じて健康の維持・増進を図ることを目的に老人スポーツ大会が開催されました。

男女ペアになり空き缶をお互いに合わせて走る「おっとっとレース」やボールやはさみやうちわを使ったじゃんけんゲーム「さるかに合戦」(写真)など和気あいあいとにぎやかに触れ合っていました。



祝・長寿

9月末、和田町長が町内の95歳以上のお年寄り宅を訪問し、長寿をお祝いしました。

見奈良の堀内ナカヨさんは、来月10日で満100歳を迎えます。現在は二男夫婦のご家族、三世代に囲まれ生活されています。

ナカヨさんは、週3日デイサービスを利用されており、それがとても楽しみだそうです。普段は、近所を散歩したり、枝豆を取ったり菜っ葉を洗ったりと簡単な家事もされているそうです。

長寿の秘訣をお聞きすると、

「好き嫌いをせずよく噛んでゆっくり食べ、野菜を中心としたバランスの良い食事を心がけています。また、くよくよしないで体を動かすようにしています。」

と笑顔で話してくださいました。



「練り」盛大に

10月14日、町内で秋祭りが盛大に行われました。

牛渕地区では、重信町の無形文化財に指定された「練り」が幼児から大人まで総勢約200人が参加し行われました。

発祥は、幕末から明治時代初期といわれており(推定)、松山地方でもこれほど大がかりな「練り」は他にないそうです。

写真(下)は、御旅所で行われた土俵入りです。



思いやりのある運転を

交通事故を少しでも減らそうと国道11号線で交通茶屋が開催されました。

(東温ライオンズクラブ主催)

東温高校看護学生の方にもお手伝いいただき、道行くドライバーに「安全運転に心がけて。」と呼びかけました。

